

日本大学国際関係学部とストーニーブルック大学間の協力に関する覚書に基づく
ジョイント・ディグリープログラムに係る合意書

協力に関する覚書第2条に基づき、ジョイント・ディグリープログラム実施のため、次のとおり合意する。

- 1 本プログラムの目的は、あらかじめ両校により承認を受けた、しかるべき資格を有する日本大学国際関係学部（以降NUCIRという）の学生に対し、ストーニーブルック大学（以降SBUという）の学士号を授与することにある。
- 2 NUCIRは各年度成績上位者の中からSBUへの留学を希望する者を25名を上限に選抜する。選抜された者は、その後の上位学年をSBUにて両校間にて合意されたコースを60単位以上修得できる。
- 3 NUCIRから選抜される学生は、GPA3.25以上を保有し、TOEFL-PBTで550点以上、またはTOEFL-CBTで213点以上のスコアを所持し、英語に堪能でなければならない。
- 4 学生の応募に際しては、SBUの入学願書、残高証明書、成績証明書、及び全ての必要書類を秋学期より入学希望の場合は、その年の3月15日までに、また春学期より入学希望であれば前年の10月15日までにSBU国際アカデミック・プログラム事務所宛に提出しなければならない。
- 5 入学を認められたNUCIR学生に対して、SBUは入学許可書を発行する。
- 6 入学を認められたNUCIRの学生は、州外居住者基準の授業料及び施設費を直接SBUのバーサー事務所に銀行小切手、トラベラーズチェック、クレジットカード、あるいは電信のいずれかの方法で支払わなければならない。また、この他にオリエンテーションや留学生にとって通常必要とされる経費を支払う責任（義務）がある。これらの費用は、事前の通知なく変更される場合がある。
- 7 NUCIRの学生は、ダブルルームの寮費やミールプラン代などSBUの学部学生が支払う必要経費を全て支払わなければならない。
- 8 NUCIRの学生がSBUの学位を取得するには、SBUの所定の課程並びに全ての必要条件を充足し、最終学期中に卒業要件を満たしているかの審査を申請し合格しなければならない。

- 9 SBUに留学を認められたNUCIRの学生は、必ずSUNY保険プログラムに加入しなければならない。また、必要と認められた全ての健康維持に関するサービスの経費を支払う。
- 10 SBU国際アカデミックプログラム及び他の関係部署はSBUに入学を認められたNUCIR学生がアメリカ合衆国に入国する為のビザ取得を援助する。アメリカ合衆国移民法に従いF-1或いはJ-1ビザの取得を希望するNUCIR学生は、保護者の授業料や生活費等の必要経費支払証明書、及びそれを可能と認める残高証明書等を提出しなければならない。これらの必要書類は、アメリカ大使館においてビザを申請する際に必要なI-20或いはDS-2019フォームを取得するために、入学願書提出期限までにSBUに提出されなければならない。SBUへの留学を認められたNUCIRの学生は、責任を持って合衆国移民法の遵守に努める。
- 11 学生からの申し出があれば、SBUは卒業時にNUCIRに対し、学生の正式(公式)成績表を送付する。
- 12 本合意書の取り扱い責任者は、NUCIRが、日本大学国際関係学部長佐藤三武朗(静岡県三島市文教町2-31-145, 電話; 055-980-0830, ファクシミリ; 055-980-6350), SBUが、William Arens, Dean, International Programs, Stony Brook University, (E-5340 Melville Library, Stony Brook, New York 11794 U.S.A, Phone: 631-632-7030, Facsimile: 631-632-1396)
- 13 この合意書は、協力に関する覚書と同じ有効期間とし、双方の書面による合意があれば修正可能とする。本合意書に含まれていない事項については、協力に関する覚書によるものとする。また、合意書が解約となったとしても、本プログラムへ参加している学生がある場合には、その学生に対し合意事項は全て保証されるものとする。

日本大学国際関係学部
学部長

ニューヨーク州立大学
ストーニー・ブルック校学長

佐藤三武朗

佐藤 三武朗
2005年 3月 27日

Shirley Ann Kenny

シャーリー・ストゥラム・ケニー
2005年 月 日